6. その他サービス業関係

事項名(所管省庁)		番号	対策本部決定・各所管省庁における当初の対処方針	現状	備考	
1.労働者派遣事業						
1 *(適用対象業務の範囲)*	*労*	30601	現行の16業務に12業務を追加する予定であるが、今後とも労働者派遣が不適切な業務以外は対象業務とする方式を含め適宜適切に見直しを行う。	平成8年12月、適用対象業務として11業務を追加した。また、平成10年5月、中央職業安定審議会は労働大臣に対し、適用対象業務についてはいわゆるﾈｶﾞﾃｨﾌﾞﾘｽﾄ方式を採用すること等を内容とする「労働者派遣事業制度の改正について」の建議を行った。(注)平成10年10月6日、労働者派遣法の改正法案を国会に提	○	
2 *(許可に係る規制緩和)*	*労*	30601	許可に関しては、手続の簡素化等と併せ、関係書類の簡素化を速やかに実施する。	平成8年4月、事業計画書の記載事項の削減等 関係書類の簡素化を実施。同年12月、許可の有効期間を初回を除き3年から5年に延長。平成9年4月、派遣元責任者の変更の届出等に関する書類の簡素化を実施。	◎	
3 *(職業紹介事業との兼業)*	*労*	30601 30602	職業紹介事業との兼業に係る規制の大幅緩和については、有料職業紹介事業のあり方の検討の中で前向きの対応を図る。	平成9年4月、一事務室内で両事業を行うことを可能とした。	◎	
4 *(事務所のｽﾍﾟｰｽ)*	*労*	30601	事業所のｽﾍﾟｰｽに係る規制の大幅緩和については、労働者派遣事業に係る制度のあり方の検討の中で前向きの対応を図る。	平成9年4月、従来の30㎡以上を20㎡以上に緩和した。	◎	
5 *(職務経験要件)*	*労*	30601	派遣元責任者の職務経験要件については、平成8年度に中央職業審議会で行われる検討の中で前向きの対応を図る。	平成9年4月、雇用管理の経験と派遣労働者としての業務の経験とをあわせた期間が3年以上（うち雇用管理経験が1年以上必要）の場合も職務経験要件を満たすものとした。	◎	
6 *(派遣元責任者と派遣労働者の比率)*	*労*	30601	派遣元責任者と派遣労働者の比率に係る規制の大幅緩和については、平成8年度に中央職業審議会で行われる検討の中で前向きの対応を図る。	平成9年4月、選任比率について、派遣労働者100人に1人とした。	◎	

6. その他サービス業関係

事項名(所管省庁)		番号	対策本部決定・各所管省庁における当初の対処方針	現状	備考	
2.職業紹介事業						
1 *(許可に係る規制緩和)* 労		30602	許可の有効期間の更新に関してはできる限り簡素にするとともに、関係書類の簡素化を平成7年度内に実施し、その後も引き続き簡素化に努める。	平成9年4月、許可の有効期間の更新手続については、3年ごとの更新以外では更新手続に係るすべての添付書類及び職業紹介事業計画及び収支決算に関する書類の提出を不要とした。平成8年4月、許可に係る関係書類の簡素化として、従業員の履歴書及び収支予算書の提出を不要とした。	◎	
2 *(取扱職業の範囲)* 労		30602	民間が扱うことが不適切な職業以外は扱えることとする方式も含め最大限拡大する。	平成9年4月、取扱職業の範囲をﾈｶﾞﾃｨﾌﾞﾘｽﾄ化により大幅に拡大した。また、更なる範囲の拡大について、中央職業安定審議会において、平成10年3月より検討に着手した。	○	
3 *(手数料)* 労		30602	手数料に係る規制を大幅に緩和することについては、中央職業安定審議会における検討の中で、前向きの対応を図る。	平成9年4月、紹介手数料の徴収額について、承認を受ければ自由に設定できることとした。	◎	
4 *(事業所ごとの許可)* 労		30602	事業所ごとの許可に係る規制を大幅に緩和することについては、中央職業安定審議会における検討の中で、前向きの対応を図る。	平成9年4月、事業主全体に共通する事項の変更の場合には、統括事業所からの変更許可・届出手続のみで足りることとした。	◎	
5 *(事務所のスペース)* 労		30602	事務所ｽﾍﾟｰｽに係る規制を大幅に緩和することについては、中央職業安定審議会における検討の中で、前向きの対応を図る。	平成9年4月、事業所の面積を取扱職業の範囲にかかわらず20㎡以上とした。	◎	
6 *(職務経験要件)* 労		30602	紹介責任者の職務経験年数に係る規制を大幅に緩和することについては、中央職業安定審議会における検討の中で、前向きの対応を図る。	平成9年4月、職業紹介事業に3年以上従事した経験又は取り扱おうとする職業に3年以上従事した経験に短縮した（従来はいずれも10年以上）。	◎	

6. その他サービス業関係

	事項名(所管省庁)		番号	対策本部決定・各所管省庁における当初の対処方針	現状	備考	
3.弁護士							
1	*(外国弁護士問題研究会)*	法	00402 20601 21603	外国法事務弁護士に対する諸規制の在り方について、「外国弁護士問題研究会」において、国際的に通用する論理をもった結論を早急に出す。	平成4年9月(第1次)、平成8年12月(第2次)、「外国弁護士問題研究会」を発足させ、平成5年9月及び平成9年10月の報告書の提言等を踏まえた法改正がそれぞれ行われた(平成7年1月及び平成10年8月施行)。	◎	
2	*(国際仲裁代理の自由化)*	法	20601	国際仲裁代理研究会において自由化の方向で検討し、同研究会において早急に国際的に通用する論理を持った結論を得るとともに、その結論を踏まえて速やかに法の整備を含めた必要な措置を講ずる。	法改正を行ない、国際仲裁事件手続について、準拠法のいかんにかかわらず、外国法事務弁護士及び外国で活動している外国弁護士が当事者の代理を行うことを自由化した。(平成8年9月施行)	◎	
3	*(職務経験要件)*	法	21603	原資格国における5年間の外国弁護士としての職務経験要件を廃止することは困難。	法改正を行ない、現行の5年を3年に短縮するとともに、原資格国以外の外国における原資格国法に関する法律業務を行った経験を算入できるものとした。(平成10年8月施行)	※	
4	*(弁護士雇用の自由化)*	法	21603	外国法事務弁護士による弁護士の雇用の禁止を解除することは困難。ただし、外国法事務弁護士と弁護士の共同経営に類似した特定共同事業を許容することにより、一定の法律事務を取り扱うことができるようになった。	法改正を行ない、特定共同事業の目的制限を緩和し、渉外的法律事件について、両者による包括的・総合的協力関係に基づく法律ｻｰﾋﾞｽが、最終的な解決に至るまで一貫して提供されることを制度的に保証する事業形態を可能とした。(平成10年8月施行)	※	
5	*(第三国法の取扱い)*	法	21603	外国法事務弁護士と弁護士が特定共同事業を営む場合には、その特定共同事業の対象とすることができるようになった。	法改正を行ない、書面による助言を受けて、いわゆる第三国法を取り扱えることとした(平成10年8月施行)。	※	
4.スポーツ関係							
1	*(体操用具の公認)*	文	82037	外国製品も円滑に公認できるよう各競技団体で規定等の改正又は制定を行い、申請があれば受付を行う。	昭和57年5月、左記措置を実施。	◎	
2	*(クレー射撃協会の検定)*	文通	82087	検定料について、輸入と国産の差別扱いはしていないことを明確化するため、検定規定を整備した。	昭和58年1月、左記措置を実施。	◎	
3	*(競泳用自動審判計時装置の公認)*	文	88360	(財)日本水泳連盟では、申請者に対して実施テストを受けることを条件に、公認認定を行うこととした。	平成元年4月、左記措置を実施。	◎	